

令和8年度第1回 大津町国民健康保険事業の 運営に関する協議会

令和8年8月20日 午後2時
大津町役場 会議室302

①国民健康保険制度について

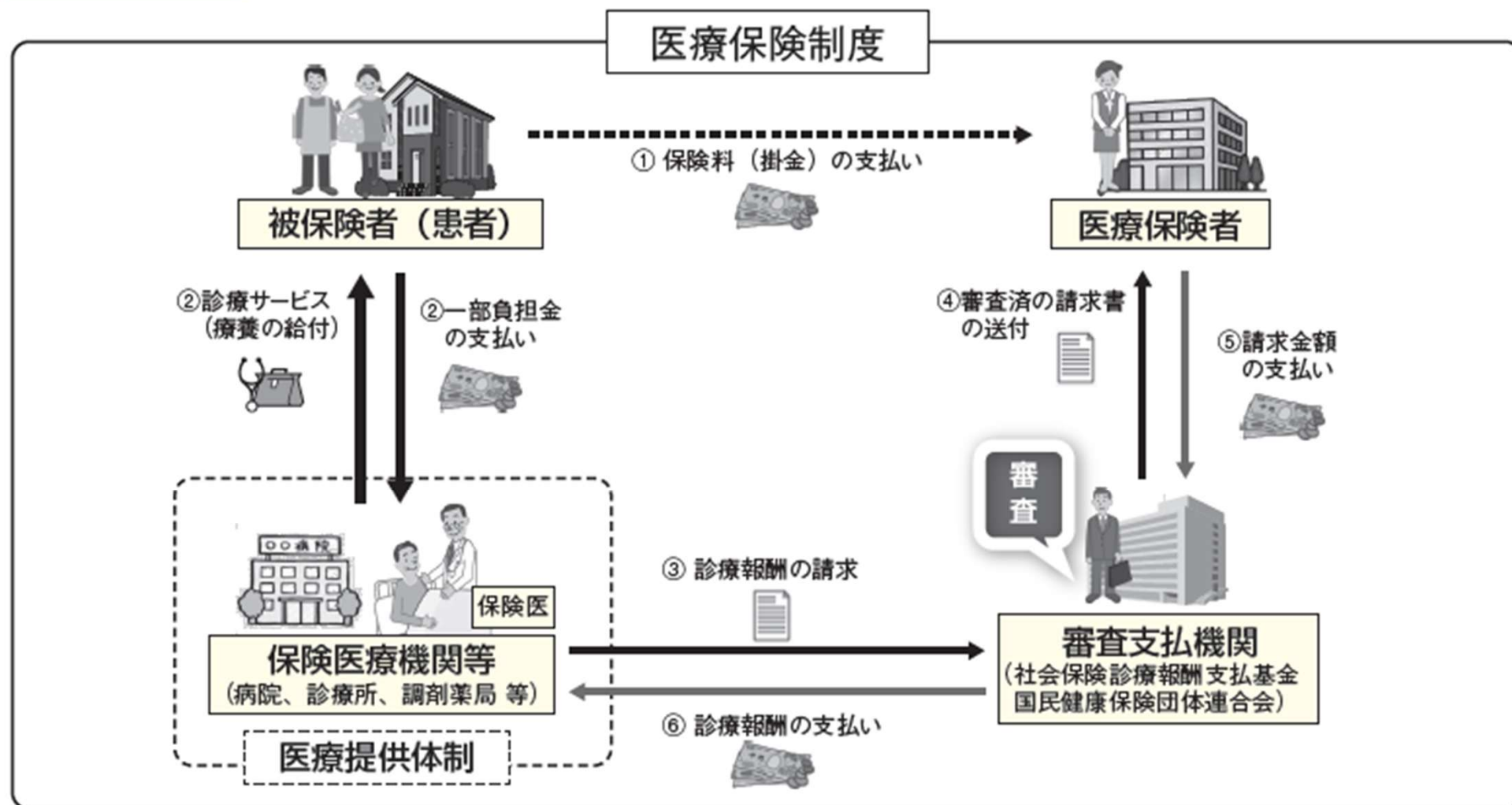
健康保険制度について

- 昭和36年 国民皆保険制度の確立、市町村での国保事業義務化
- 平成20年 後期高齢者医療制度(75歳以上対象)の創設
- 平成30年 国保は市町村単独から都道府県との共同運営へ
- 令和7年 マイナ保険証へ移行(全保険者共通)
- 令和8年 子ども・子育て支援納付金が保険料に追加
(全保険者共通)

保険診療の仕組み

概 要

保険診療の概念図



公的医療保険(健康保険)の種類

- ① 被用者保険(雇用されている労働者等、7763万人)
 - 1. 協会けんぽ(主に中小企業、3957万人)
 - 2. 組合健保(主に大企業、2820万人)
 - 3. 共済組合(主に公務員、986万人)
- ② 後期高齢者医療制度(75歳以上、1914万人)
- ③ 国民健康保険(自営業や農業従事者等、2677万人)

加入者数は令和5年3月末時点、令和6年版厚生労働白書より転載

日本では、国民皆保険制度により加入義務付け

⇒①②の加入者以外は、国民健康保険に加入義務がある

国民健康保険の運営主体

- 平成30年度より市町村単位から都道府県単位へ
 - 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合に、保険税が変動し、財政運営が不安定になるという課題がある
 - そのため、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の資格管理、保険税の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを適切に実施
 - 運営主体変更による課題
 - 国指針「都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要がある」
 - 現時点では、市町村間で保険税水準や医療費水準にバラツキが大きい
- ⇒熊本県では、令和12年度までに保険税水準の完全統一を目指す

市町村国民健康保険の財政の仕組み

改革前

改革後

都道府県の国保特別会計



各市町村の所得、被保険者数、医療費を勘案して都道府県が決定

納付金

交付金

保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付

標準保険料率

理論値として、市町村に提示

市町村の国保特別会計

A市



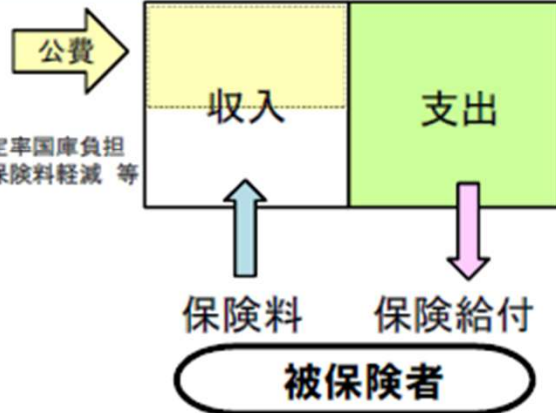
納付金の必要額、積立金、法定外繰入等を勘案して市町村が決定

保険料

保険給付

被保険者

市町村の国保特別会計

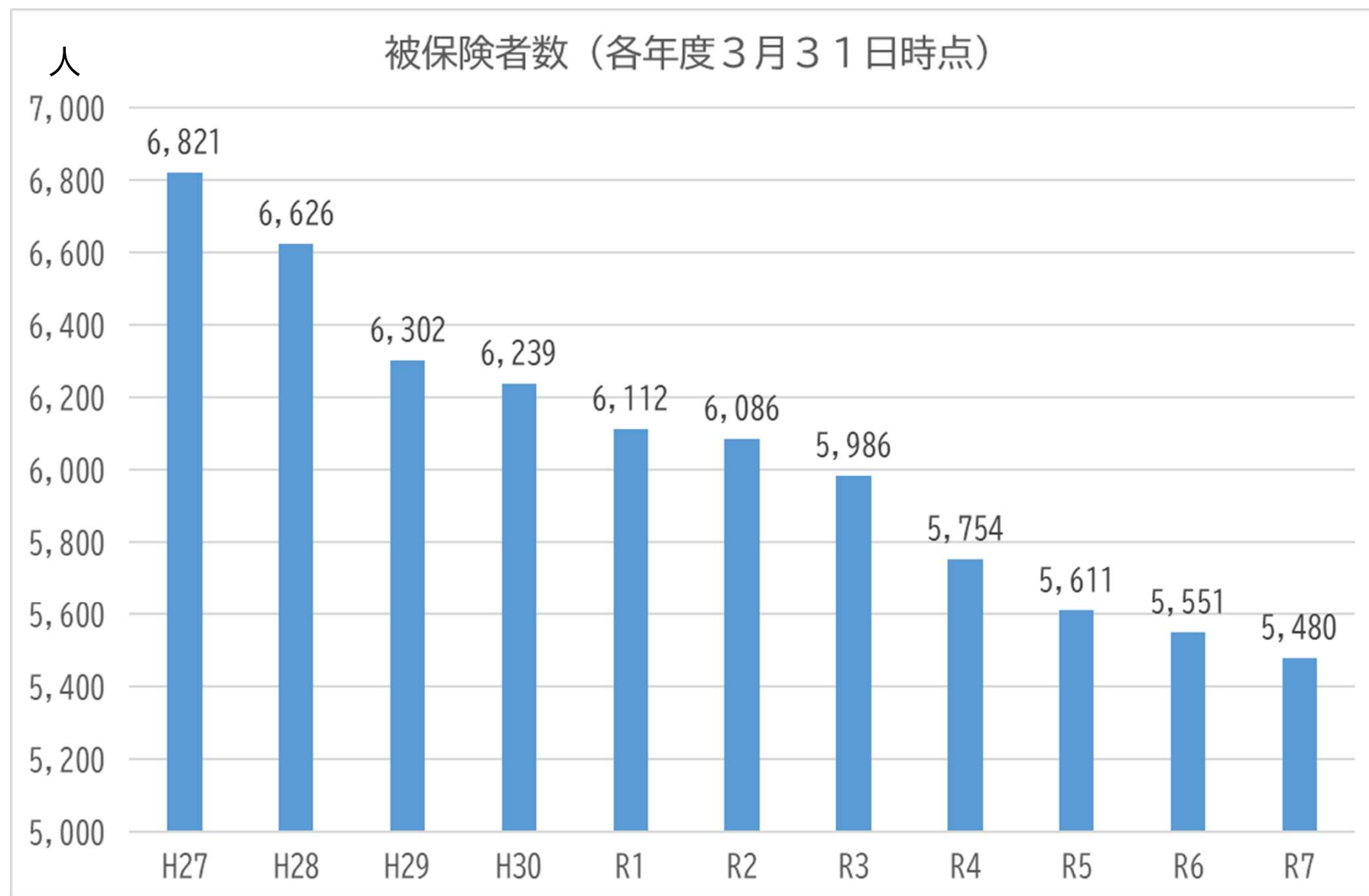


運営に関する協議会の役割

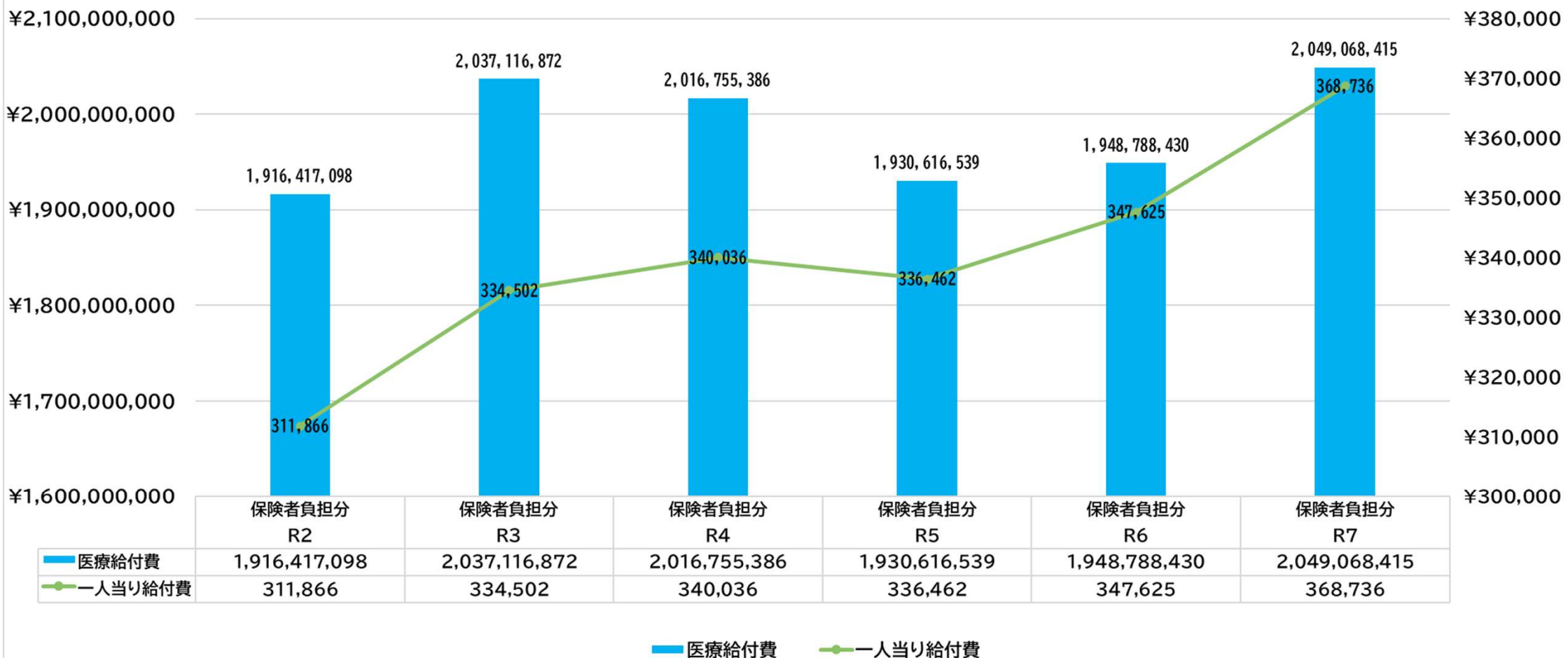
- 設置規定(国民健康保険法第11条第2項)
 - 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 委員構成
 - 被保険者代表、保険医等代表、公益代表について各同数程度

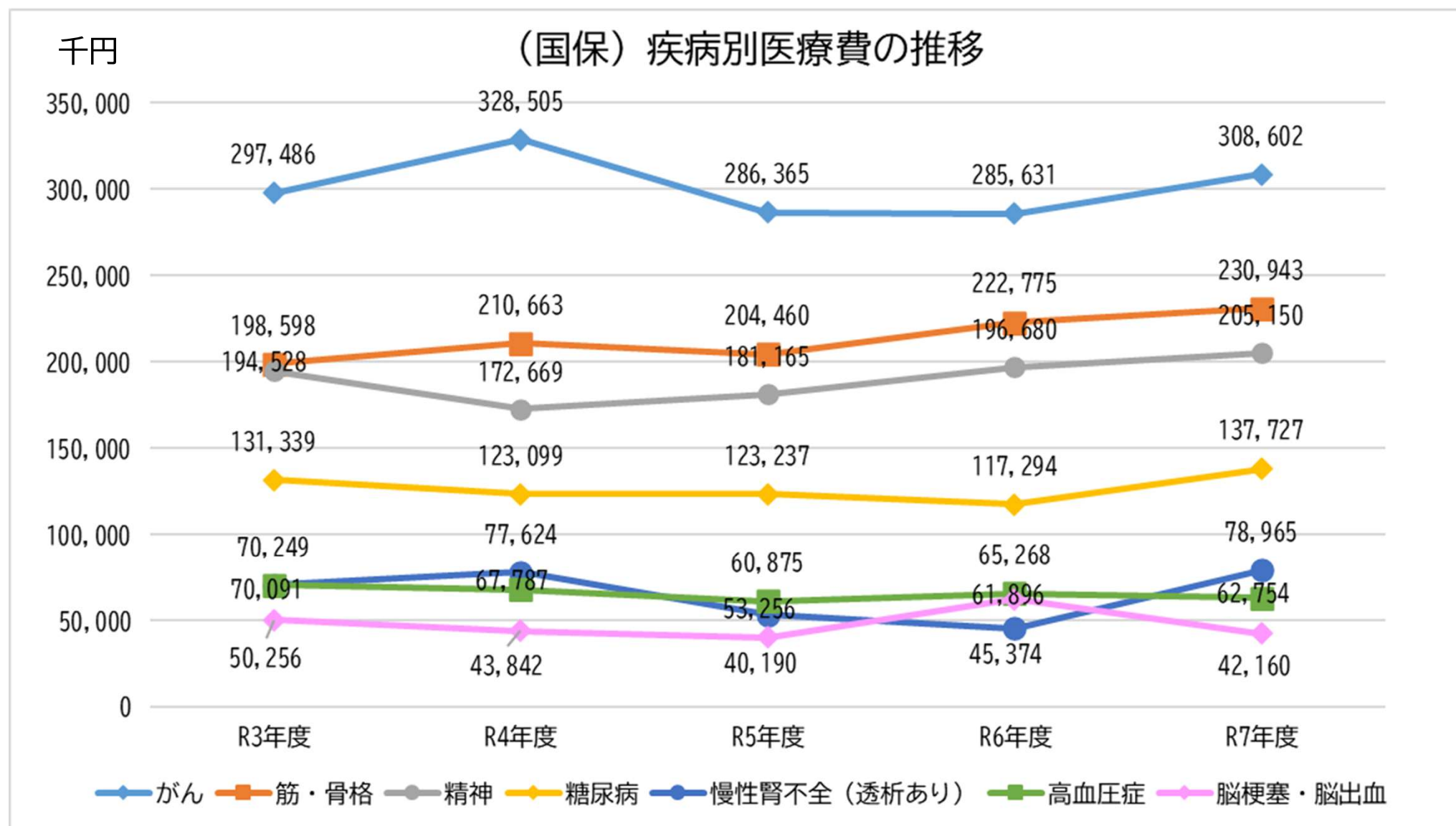
⇒町国民健康保険の関係者間で協議を行い、
町長の諮問機関として必要に応じて意見を上げる

②大津町国民健康保険について



大津町国保 医療給付費・一人当たり医療給付費(医療費)実績





大津町国民健康保険税の構成

大津町国民健康保険税（年額）

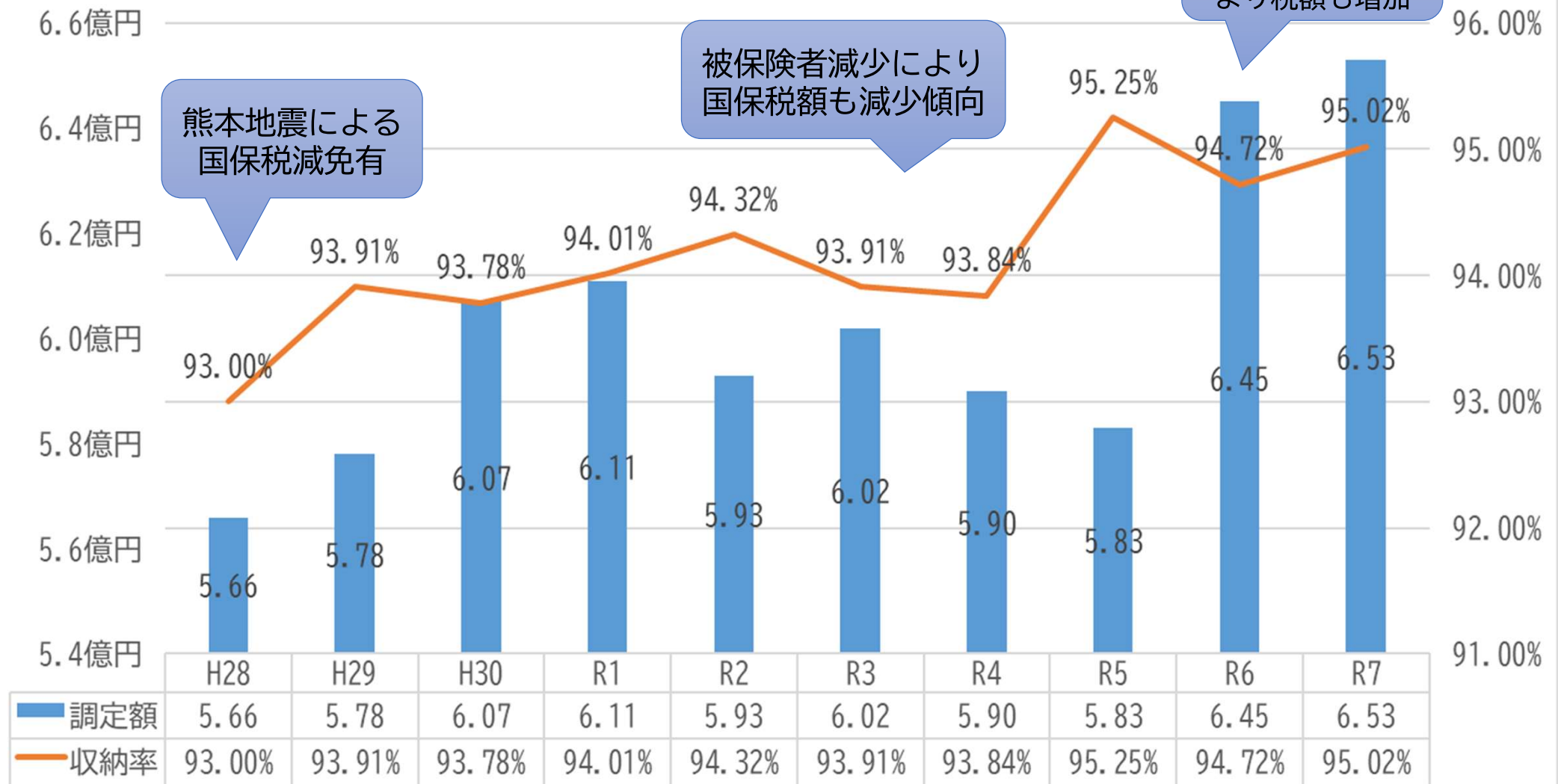
①医療分＋②後期支援分＋③介護分 ＋④子ども・子育て支援金分
※令和8年度から開始

- ① 医療保険（基礎課税）分
 - ・ 保険者（町）から被保険者（国保加入者）への医療給付費に充てられる
- ② 後期高齢者支援金分
 - ・ 75歳以上が主対象となる後期高齢者医療制度の財源に充てられる
- ③ 介護納付金分（40～64歳が対象）
 - ・ 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者の介護保険料
- ④ 子ども・子育て支援金分（18歳以上が対象）
 - ・ 子ども・子育て支援法に規定する少子化対策の支援事業に充てられる¹³

大津町国民健康保険税の年額計算(令和8年度)

	所得割 (前年收入等)	平等割 (世帯当たり)	均等割 (一人当たり)	上限額
医療保険分	8.50%	20,800円	30,200円	670,000円
後期支援分	3.10%	7,200円	10,500円	260,000円
介護保険分 (40～64歳)	2.60%	無し	18,700円	170,000円
子ども・子育て 支援金分 (18歳以上)	0.27%	無し	1,500円	30,000円
合 計	14.47%	28,000円	60,900円	1,130,000円

国保税の年度合計額と収納率の推移



大津町国民健康保険税の検討事項

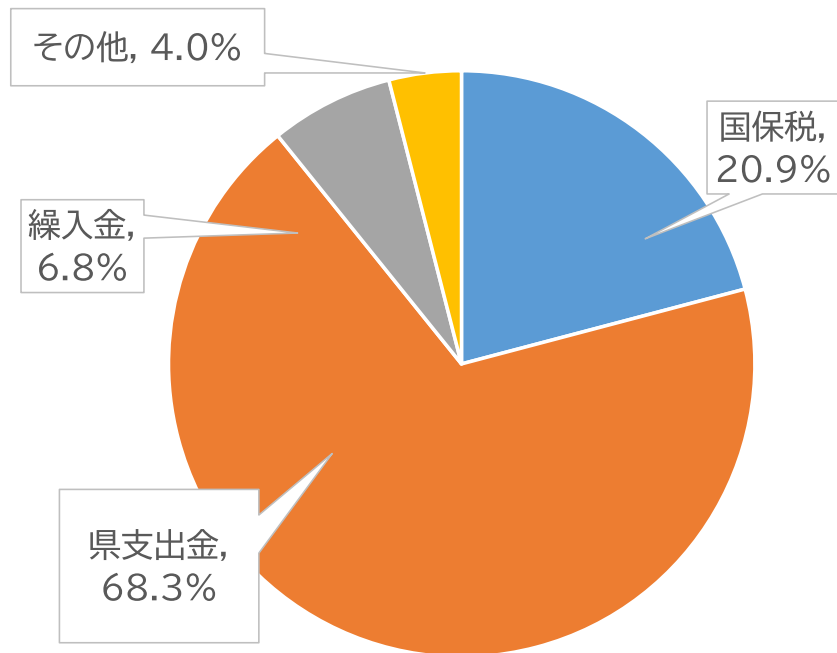
- 令和6年度
 - 13年ぶりとなる税率改定（増額）
 - 今後2年毎に税率の見直しを検討を計画
- 令和8年度
 - 子ども・子育て支援金の導入
 - 2年毎の税率見直し検討（増減なし）
- 令和10年度
 - 2年毎の税率見直し検討
- 令和12年度
 - 熊本県内で統一税率に移行

令和6年度改正時には、大津町議会より、国に対して国民健康保険の構造的な課題等への抜本的解決と、公費支援へのペナルティ制度（交付金の減額）を実施しないこと、を意見書として提出

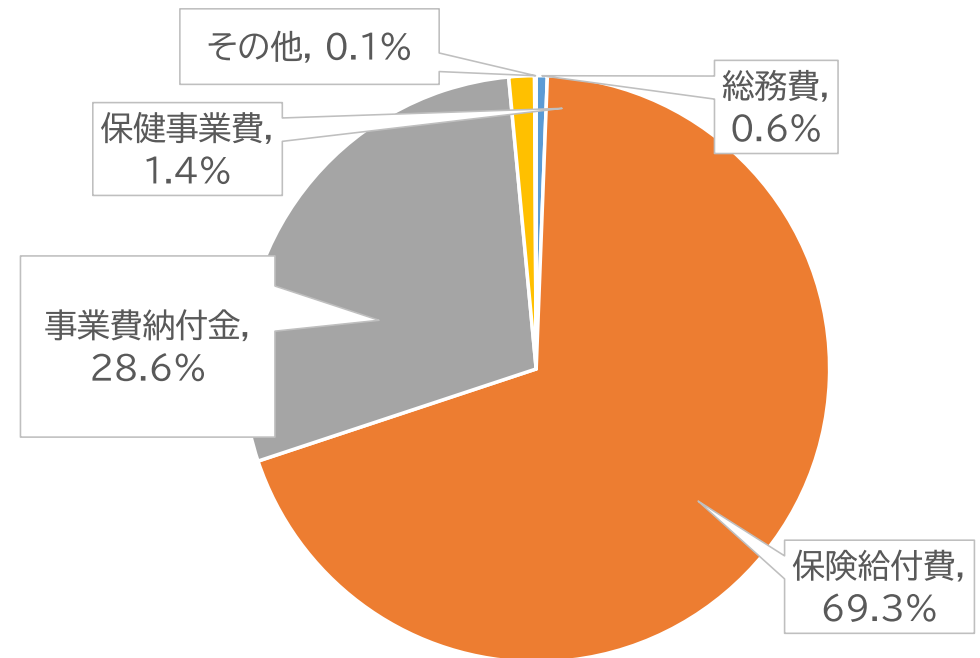
③令和7年度大津町国民健康保険 特別会計決算状況について

令和7年度大津町国保特別会計決算概要

歳入30億9841万7772円
(前年比+6953万7671円)



歳出29億8593万9528円
(前年比+6009万2630円)



令和7年度大津町国保特別会計決算概要

○国民健康保険税

6億4619万1002円(前年比+1578万9638円)
・現年度分(収納率95.02%)
6億2010万8140円(前年比+902万5120円)
・滞納繰越分(収納率19.14%)
2608万2862円(前年比+676万4518円)

○県支出金

21億1708万5361円(前年比+8326万5086円)
・普通交付金
20億4604万7361円(前年比+9901万4086円)
・特別交付金
7103万8000円(前年比-1574万9000円)

○繰入金

2億1176万8396円(前年比△9478万1891円)
・法定繰入(保険税関係)
1億8321万8235円(前年比+524万5383円)
・法定繰入(事務費、事業等分)
2855万0161円(前年比△2万7274円)
・法定外繰入
0円(前年比△1億円)

○その他

1億2337万3013円(前年比+6526万4838円)
・前年度繰越金
1億0303万3203円(前年比+6304万6210円)
他

○総務費

1760万3293円(前年比+121万6777円)

○保険給付費

20億7005万9949円(前年比+9430万5288円)

○事業費納付金

8億5504万7928円(前年比△3515万3501円)
・医療給付分
6億0376万6797円(前年比△3646万9137円)
・後期支援分
1億9296万0553円(前年比+804万8807円)
・介護納付金分
5832万0578円(前年比△673万3171円)

○保健事業費

4083万3849円(前年比△13万4295円)

○その他

239万4509円(前年比△14万1639円)

令和8年度への繰越金

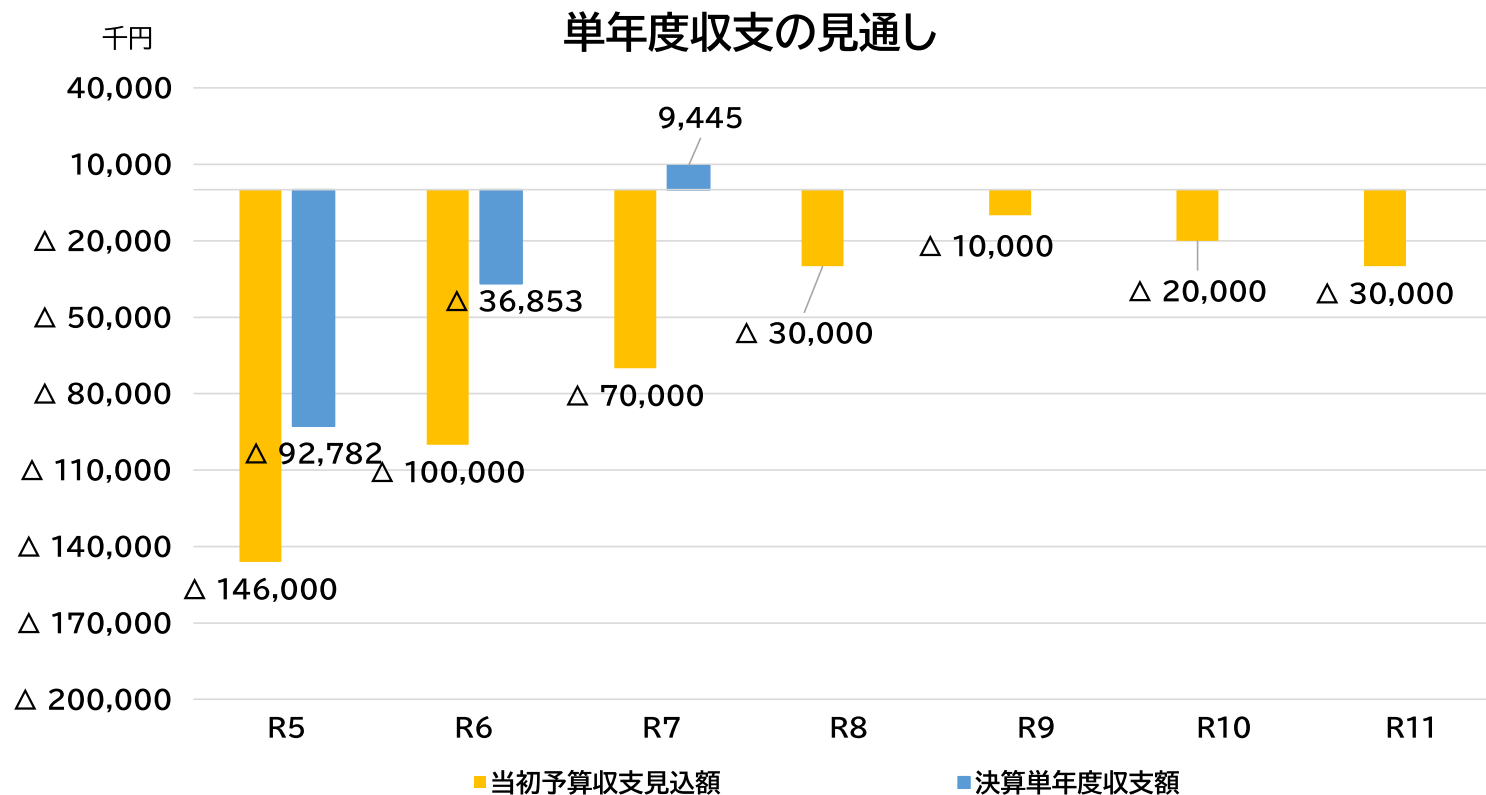
1億1247万8244円
前年比+944万5041円

国民健康保険特別会計決算状況

(千円)

年度	歳入 (A)	歳出 (B)	差引 (A-B)	繰越金受入 (C)	基金繰入 (D)	法定外繰入 (E)	基金積立 (F)	単年度収支	基金保有額
29	3,721,369	3,455,489	265,880	195,249	0	0	1	70,632	5,395
30	2,969,862	2,776,352	193,510	265,880	0	0	1	△ 72,369	5,396
R元	3,031,408	2,851,851	179,557	193,510	0	0	30,001	16,048	35,397
R2	3,037,269	2,857,443	179,826	179,557	0	0	16	285	35,413
R3	3,111,096	2,958,991	152,105	179,826	0	0	13	△ 27,708	35,425
R4	3,036,969	2,939,193	97,776	152,105	0	0	7	△ 54,322	35,432
R5	2,938,736	2,898,749	39,987	97,777	35,000	0	8	△ 92,782	440
R6	3,028,880	2,925,847	103,033	39,987	0	100,000	0	△ 36,953	440
R7	3,098,417	2,985,939	112,478	103,033	0	0	1	9,446	441

○単年度収支の見通し



R 7年度単年度収支の変動要因 (主なもの)

- ⇒歳入 国保税の増収 (前年度比+15,789千円)
 法定繰入金 (保険者支援分等) の増収 (前年度比+5,245千円)
 特別調整交付金 (結核精神の医療費比率) の減収 (前年度比△15,749千円)
 延滞金の増収 (前年度比+1,509千円)
- ⇒歳出 県納付金の支出減少 (前年度比△35,153千円)

○今後の見通し

R8年度から子ども・子育て支援金（新設、全ての保険者が対象）

⇒国保税に上乗せして徴収…R9、10年度は段階的に引き上げ

（一人当たり保険税額 R8年度均等割1,500円（18歳以上）、所得割0.27%）

医療費の動向

⇒診療報酬の改定 R8に+2.41%、R9に+3.77%の引き上げ

医療費の増額により、事業費納付金も増加見込み

国保事業費納付金の動向

⇒R3からR7まで一人当たり医療費は増加しているが、県内被保険者数の減少が大きく、県の医療費総額が減少のため、事業費納付金も減少している。

⇒R9年度から納付金の算定方法が改定

納付金ベースで保険料水準統一、 $\alpha = 0$ （医療費を反映しない）となり

大津町の場合は、現在よりも納付金額が3千万円程度高くなる見込み

⇒R12年度からは県内完全統一

県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる

⇒事業費納付金の増額が見込まれるため、歳出上昇幅の注視が必要

③令和8年度スケジュール

任期中の協議予定事項

■令和7年度（終了）

- ・ 子ども・子育て支援金制度の新規開始に係る増税
- ・ 収支健全化に係る国保税検討（R 8は既存分の増額無し）

■令和8年度

- ・ 子ども・子育て支援金制度の段階的増額（増税）対応
- ・ 収支健全化に係る国保税検討

■令和9年度

- ・ 子ども・子育て支援金制度の段階的増額（増税）対応
- ・ 収支健全化に係る国保税検討（R 10開始分に町検討事項）

令和8年度中のスケジュール

■8月 第1回協議会（本日）

- ・基本事項の説明
- ・令和7年度決算の報告

■11月予定 第2回協議会

- ・子ども・子育て支援金制度の段階的増額（増税）の協議

■令和9年2月予定 令和9年度

- ・子ども・子育て支援金制度の段階的増額（増税）の報告
- ・令和9年度予算の報告